

令和3年5月31日

保護者各位

石狩市保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための家庭保育のお願いについて（期間延長）

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り、また長期にわたり新型コロナウイルス感染症の拡大防止についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度の「緊急事態宣言」の期間延長に伴い、家庭での保育にご協力いただいている期間につきまして6月20日まで延長することといたしましたので、引き続き、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、保育が必要な方に対しては、引き続き通常どおりの保育を提供いたしますので、念のため申し添えます。

記

1. 家庭保育のお願いについて

令和3年6月1日（火）から令和3年6月20日（日）まで、保護者が家庭で子どもを監護できる場合など、可能な範囲で家庭での保育にご協力をお願いいたします。

なお、今回の措置は、保護者の皆様への可能な範囲での協力依頼であり、例えば仕事・通院・介護など、保育が必要な方におかれましては各施設で保育を行います。

2. 利用者負担額（保育料）について

上記1の期間に保育所等に登園しなかった場合は、日割りにより利用者負担額（保育料）を減額いたします。詳しくは各園にご相談願います。

3. 感染予防へのご協力について

感染力が強いとされる変異株により、子どもが集まる施設での感染例が増えてきていますが、基本的な感染予防対策は、これまでと同様です。マスク、手洗い、手指消毒などの徹底をお願いします。また、施設に感染症を持ち込まないことも重要ですので、日々の健康状態の確認や、お子様やご家族に発熱等の体調不良がみられるときにはお休みするなどの取り組みを引き続きお願いします。

【子ども家庭課 TEL 0133-72-3197】